

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																												
事業名	通常砂防事業																																											
地区名	御津川第5支川																																											
事業箇所	豊川市御津町																																											
事業のあらまし	御津川第5支川は、愛知県の三河地方、豊川市御津町金野に位置する土石流危険渓流です。流域の地質は領家變成岩からなり、渓床には不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあります。このため、通常砂防事業にて土石流対策を行うものです。																																											
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人家14戸、県道豊川蒲郡線を土砂災害から保護する。 <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 																																											
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th colspan="5">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.9億円</td><td>□工事費 1.7億円</td><td>□用補費 0.2億円</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳					1.9億円	□工事費 1.7億円	□用補費 0.2億円																																		
事業費	内訳																																											
1.9億円	□工事費 1.7億円	□用補費 0.2億円																																										
事業期間	採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成30年度																																											
事業内容	砂防えん堤工 1基、渓流保全工 15.5m																																											
II 評価																																												
①事業の必要性	1) 必要性	流域は荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、土石流対策を行い、保全対象を保護する必要がある。																																										
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																									
【理由】土石流から保全対象を保護する必要があるため。																																												
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・えん堤工</td><td></td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・渓流保全工</td><td></td><td></td><td></td><td>↔</td><td>↔</td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td colspan="5"></td><td>1.9</td></tr> </table>							H26	H27	H28	H29	H30	用地補償	↔					工事		↔				・えん堤工		↔	↔			・渓流保全工				↔	↔	事業費（億円）						1.9
		H26	H27	H28	H29	H30																																						
	用地補償	↔																																										
工事		↔																																										
・えん堤工		↔	↔																																									
・渓流保全工				↔	↔																																							
事業費（億円）						1.9																																						
2) 地元の合意形成	土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土砂災害対策の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																											
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																										
【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																												
III 対応方針																																												
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																											
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																												
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。 																																												